

## 地域協働による草刈り業務に係る燃料費等の一部給付事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、道路等の管理における地域協働の推進を図り、地域住民が自分たちの住むまちを良好な状態に保つことを目的に、市が所管する道路又は河川等の草刈りに要する燃料費等の一部を自治会等に給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 市長が認定した市道及び市が所管する道路敷地をいう。
- (2) 河川等 市が所管する準用河川、普通河川、公園、空地等をいう。
- (3) 自治会等 自治組織に関する規則（平成23年伊賀市規則第36号）第2条第2項に規定する自治会等、市民団体及び企業等の団体をいう。

### (事業の実施)

第3条 市長は、自治会等から草刈りを行いたい旨の申出があったときは、予算の執行状況等を勘案して事業を実施するものとする。

### (給付の申請等)

第4条 草刈りに要する燃料費の給付を受けようとする自治会等は、草刈り業務を行う日の1月前までに草刈り燃料給付申請書（様式第1号）に業務実施場所を明記した位置図を添えて、市長に申請するものとする。

- 2 事業の所管課は、前項の申請内容を確認した後、これを受理し、申請者に草刈り業務を依頼する。

### (実施区域)

第5条 草刈り業務の実施区域は、自治会等への草刈り業務委託実施要領（平成17年伊賀市告示第128号）第7条に規定する実施区域以外の道路又は河川等とし、自治会等の施設の管理上草刈りが必要な範囲とする。

### (安全対策)

第6条 自治会等は、草刈り業務を実施するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 草刈り業務中は、業務範囲をポストコーン等で区切り、草刈作業中と記載した看板

を設置するなど、作業員と通行車両に対する安全対策を徹底すること。

(2) 熱中症対策を講じ、作業員の体調管理に努めること。

(3) 必要に応じて保険に加入し、安全に業務を実施すること。

2 市は、自治会等が前項第1号に規定する安全対策を講じる際、自治会等から安全対策に係るポストコーン、看板等の貸出しの依頼があったときは、期間、数、種類等について協議の上、これらを貸し出すものとする。

(給付額)

第7条 燃料費等の給付額（以下「給付額」という。）は、基本額（1自治会等につき1回当たり6,000円とする。）と別表に定める加算額との合計額とする。

2 道路における草刈り業務と河川等における草刈り業務に係る給付額は、それぞれ算定するものとする。

3 別表に定める加算は、1自治会等につき年3回までとする。

(報告書)

第8条 自治会等は、草刈り業務を行ったときは、速やかに草刈り業務等実施報告書（様式第2号）及び請求書（様式第3号）（以下「報告書等」という。）を市長に提出するものとする。

2 自治会等は、報告書等を提出する場合において、別表に定める熱中症対策費を請求するときは、当該報告書等に係る草刈り業務に従事した人数を報告しなければならない。

(完了確認)

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、次の各号により完了確認を行うものとする。

(1) 担当課長が完了確認を行う。

(2) 完了確認は、机上において行うことができる。

(燃料費等の給付)

第10条 燃料費等の給付は、前条の完了確認の後、請求があった日から30日以内に行うものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第7条、第8条関係）

区分	加算額	加算限度額
作業延長費	1 m当たり 1.5 円	10,000 円
刈払い機の替え刃代	1 m当たり 1.0 円	なし
熱中症対策費（お茶代等）	1 人につき 1 日当たり 100 円	なし